

日本寄生虫学会南日本支部規約

平成 25 年 11 月 3 日改正

第 1 条 [名称] 本会は日本寄生虫学会南日本支部と称する。

第 2 条 [目的] 本会は日本寄生虫学会（以後本部と称する）の趣旨に基づき、次の事業を行なう。

1. 支部大会および支部総会の開催。
2. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第 3 条 [会員] 本会の会員は、日本寄生虫学会会則第 7 条に定める地域内に在住する本部会員と、その他本会の趣旨に賛成し、入会を希望する者からなる。

第 4 条 [役員] 本会に次の役員を置く。

1. 支部会長（1 名）：本会を代表する。
2. 評議員：本会の重要事項の審議ならびに運営を行なう。
3. 大会会長（1 名）：支部大会を主催する。
4. 庶務委員（1 名）：本会の一般事務に従事する。
5. 会計監事（2 名）：経理を監査する。

第 5 条 [役員を選出] 支部長は日本寄生虫学会会則第 11 条、理事選挙実施規定第 5 条第 2 項に基づいて実施される地方区選出理事選挙において得票数の最も多かった者とする。評議員は本地域内在住の本部評議員をもって充てる。大会会長は評議員会に於いて推薦した者につき、総会の議を経て決定し、その任期を 1 年とする。庶務委員は支部長の委嘱によるものとする。会計監事は評議員会において推薦された者につき、総会の承認を得るものとする。その任期は 1 年とし、重任を妨げない。

第 6 条 [機関] 総会は会の最高議決機関であり、毎年 1 回支部大会のおりに支部長が招集し、会の運営に関する重要事項の決定を行なう。ただし、支部評議員会が必要と認め、または支部会員の 3 分の 1 以上の要請があった場合は、支部長はこれを招集しなければならない。

第 7 条 [会計] 会計年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

第 8 条 [雑則] 本規約の改正は支部総会の承認を得なければならない。

附則

1. 本会の事務局は支部長が所属する大学／研究機関などの寄生虫関連講座／研究室などに置く。
2. 会費は徴収しない。
3. 本会は日本衛生動物学会南日本支部と互いに緊密な連携を保って運営する。
4. 本規約は平成 25 年 11 月 3 日から実施する。